

## 令和6年度第3回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事録

### 1 開催日時等

日時 令和6年10月17日(木) 午後3時00分～午後5時15分

場所 徳島労働局 4階会議室

### 2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 段野委員 端村委員

(労側委員) 木戸委員 矢藤委員 横井委員

(使側委員) 五島委員 久米委員 鴻池委員

### 3 議題

電気機械器具等製造業最低賃金改正審議について

### 4 議事

それでは、ただ今より本年度第3回「電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。事務局は委員の出席状況を報告してください。

#### 事務局（室長）

本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の6名以上、又は各側委員の3分の1の各1名以上の出席で成立することとなっております。

本日は9名の委員が出席しており、本部会が有効に成立していることを報告します。

#### 部会長

ありがとうございました。

事務局は、本日の資料について説明をお願いします。あわせて他県の状況についてもお願いします。

#### 事務局（室長）

新たに発表された経済指標の資料について説明します。

資料1は、徳島経済レポートになります。県内景況は「緩やかに回復している」としております。

資料2は、職業安定業務統計速報になります。景況判断は、前月と同じで「求人が給食を上回って推移しているものの、求人は緩やかに減少している。足元の経済情勢等が雇用に与える影響には留意する必要がある。」とされております。

他県の状況ですが、北から、北海道が1,049円プラス52円、宮城1,012円プラス53円、埼玉と千葉が同じ1,105円プラス50円、大阪1,127円プラス59円、兵庫1,053円プラス51円、山口1,032円プラス46円、香川1,030円プラス48円、福岡1,071円プラス52円、熊本996円プラス56円となっております。

以上になります。

部会長

ただ今の説明について質問等があればお願いします。

(なし)

部会長

本日、できれば改正金額の合意を目指して審議を進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、前回、10月4日のご発言について確認をさせていただきます。

労側からは、高卒初任給の水準である時間額1,194円の90%である1,074円、91円の引上げのご意見がありました。

使側からは、地域別最低賃金の目安額を参考とし、1,033円プラス50円というご意見があったかと思えます。

これを前提といたしますと41円の差があるということになります。金額審議では全会一致となるように審議を進めていきたいというふうに考えておりますけれども、まずは合意に近づける金額を双方ご提示いただきたいというふうに考えております。

前回以降、双方のご意見を聞いていただいて、いろいろお考えいただいたかと思えますけれども、双方、まずはご意見いただけたらと思えますが、まず労側、ご意見はいかがでしょう。

委員（労側）

前回、高卒初任給に合わせてということで、91円を主張させていただきました。その点も、その水準も大事だし、目指すべき改正額ではあるんですが、現在において、一般機械が今1,020円になっています、最低賃金が。91円が、労側として、反対されるということで、やはりその中で一般機械の1,020円にできるだけ近づけないかというところで、87円を今回主張させていただきましたと思えます。

その根拠としてなんですが、以前は一般機械という産業が他の産業よりも、直接的で、危険であり、特別なスキルと資格が必要であったということが言えたと思えます。しかし、現在では、安全面の問題が改善され、電気機械産業と同様にシステムの整備が行われ、安全な作業が確立されていると言えます。その中で、人材確保という面におきまして、その格差を解消する必要があると労側では考えております。

上記の考え方より、2024年度の電気機械器具製造業の最低賃金引上げ額の要求額は87円、1,070円とさせていただきますと思えます。

以上です。

部会長

確認ですけれども、一般機械が1,020円とおっしゃいましたけれども、これは今の2023年度の1,020円。2024年度は50円プラスになったから1,070円、ということではよろしいでしょうか。

ということで、87円のプラスということのご見解をいただいたということでございます。

それでは、使側のほうから、前回以降お考えいただいたこと等をご説明いただけますでしょうか。

か。

■ 委員（使側）

使側のほうなのですが、前回、第2回から今日までの間に、県内同業の状況であったりとか、それらを自分たちに可能な限りでいろいろ聞き取りをさせていただいたり、調査のほうをさせていただきました。

本日のスタートというところでは、まず結論から申し上げますと、前回、最後に提示したプラス50円、1,033円からは変わっておりません。その件に関する意見書というのを、私がまとめたものになりますので、若干偏りがあるかもしれませんが、今回、皆様にもご承知おきいただきたく提示をさせていただきました。

機械のほうがプラス50円で結審したというところもありますが、それはそれとして、電気は電気、やはり現状というものがあると思いますので、その点は協議しながら決めていきたいと思っております。以上です。

部会長

意見書の内容に関しては、特にこの内容どおりでというご説明でよろしいですか。何か、特に口頭でご説明いただいたほうが良いようなところはございますか。

■ 委員（使側）

全部読み上げると長くなってしまいますので、少し、もしお時間をいただけるのであれば、かいつまんでご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。少しお時間を頂戴します。

使側のほうからの意見書という形でまとめさせていただきました。冒頭のところは読ませていただきます。

徳島県の電気機械器具産業に携わる使用者一同、本年度の最低賃金引上げに関する議論は、過去に例がないほどの高い関心と危機感を持って注視しております。

何度も申し上げますように、従業員の賃金アップは、経営者としての切なる願いで、これは変わらないところではございますが、ここ数年の大幅な上昇率というのは、コロナ感染症の反動、また停滞していた経済がまた動き出したという側面があったとしても、経営側には多大な負担となっており、一部同業者では経営の存続にも影響を及ぼしかねない状況となっております。

短い期間ではありましたが、同一業種の事業者の声も踏まえ意見書を提出させていただきます。

一番上、大きく4項目に分けさせていただいております。まず第1番目、県内に事業所を置く電気機械器具事業者へのヒアリングということで、同業の経営者の方にいろいろ状況なんかを聞かせていただきました。

大きくこれも5項目に分かれているような形で書かせていただいておりますが、まず景気感、受注や客先動向の現状と今後の展望というところなのですが、ここがまず大きく改善していない。なかなか、今、厳しい状況になっている。経済としては動き出してはいるんですが、ここは私も正直、実感しておりますが、思うように受注に結びついていない。客先からの設備投資等の声はあるものの、期間が結構長かったりとかということもありまして、うまく受注につながっ

ていないというのが現状です。

あとは、ヒアリングさせていただいた事業者、中には、ヒアリングした事業者の取引先名も一部含まれておりますので、お取扱いには十分ご注意ください。中国経済の冷え込みで、産業機器が売れていない、またキーエンス、三菱電機といったような大手であっても減産になっている状況があります。

これは他県ではあるんですけども、兵庫県の同業者で、基盤関係の製造などを行っている会社で、18ラインという結構な設備投資をされている会社だと思われるんですが、こちらが閉業することになったということもお聞きしました。

また、電気自動車等の販売とか、今後のシェアというところを各国が後退したような発表をしているようです。EV車というものの製造も、以前計画していたよりは後退しているという感も見受けられます。

そういった中、新規営業なども行ってはいるが、大手企業の受注を取り付けるのは時間がかかるため、賃上げという部分は時間の猶予が欲しいということもおっしゃってありました。

ただ、これはもうご存じのとおり、銀行の実質無利子といったような貸付けもありましたが、返済猶予も終わりましたし通常の返済が始まってきておりますので、そういったところでも金利負担等も含めまして、資金繰りのほうは厳しくなってきたという状況であるというふうにされております。

また、市場が冷え込んできたというところがあり、価格転嫁が思うようにできない状況もあるようです。やはり、こういった発注量が少ない中では、どうしても受注を確保するためには、低価格で取るという業者はやはり後を絶ちませんので、自社としてはこれぐらいの価格転嫁をお願いしたいと思う反面、思うように受注ができなくなることも懸念されるので、思うように価格転嫁ができていないということでした。

ただ、価格転嫁に関してなんですが、エビデンスの作成というのが大きな負担になっているという声もありました。部品であったりとか、工賃であったりとか、そういったところの項目一つ一つに対して1円単位の根拠の資料作成が求められるということで、価格転嫁をするにしても、非常に資料の作成にも大きな手間がかかる。ヒアリングした事業所は、製造機種が1,000種類ほどあるということなんですけれども、全てを価格転嫁していこうと思うと1,000種類全てに関してエビデンス作成が必要になるということで、それだけでも通常業務に加えて大きな負担になるということも嘆いておられました。

物価高、ガソリン代等々の負担というところも、皆様もご承知おきのところではないかなというふうに思います。

4番目、最賃に抵触する従業員の人数、割合、影響率というところなんですけど、ちょっとこれは仮にというところで、今現在、地賃の上昇分のプラス84円前後というのが特賃のほうでも実現した場合を想定して数字をはじいていただいたんですが、こちらの会社では、パートさんを含め全従業員160名ほどいらっしゃるということなんですけれども、実は半数がこの水準の最賃の値上げというか、そういったものが発生すると約半数がそれに引っかかり、賃金の改定を行わなければならない状況になりますというふうにおっしゃってありました。

毎年、数千円ずつ賃上げはされているのですが、それでもなかなか追いついておらず、また社員からは最賃該当者との賃金差が少なくなることによって、自分自身が身につけたスキルとか経験年数というものが評価されない状況になるというのも感じておられるようで、それは仕事

をするやる気とかモチベーションというところが下がるというような指摘も受けたというふうにおっしゃっていました。

同様の金額の最賃でもし確定した場合は、この会社では年間で約1,440万円の人件費増というのが見込まれるとおっしゃっておられました。

やはり、どうしても材料費もしくは人件費等々で経費がかさんでいきますと、賞与が出せなくなるような状況になるということで、その点は懸念しておられました。

2番目、配付された資料からですが、8月21日開催の第1回合同専門部会の資料の7ページ、資料2の4というところを抜粋させていただいたのですが、コロナ以降に2020年からの引上げ額と、それに対する未満率、影響率というところを、資料のほうから抜粋させていただきました。これは数値はそのままになっております。カッコに入っている数値は、一般機械器具の値になっております。カッコに入っていない数値が電気と見ていただけたらと思います。

引上げ額は表記されているとおりで、未満率というのが、電気のほうは、特に令和4年であれば19.7%が未満率であり、影響率は35%という数値が出ておりました。また、令和5年、昨年、ここは未満率は8.86%、影響率に至っては40%を超えるというちょっと普通では考えられないような数値ではないかなと思います。

それに対して、一般機械器具のほうは、確かに未満率、影響率が電気のほうが下回っている年も、令和2年、令和3年というところもあるんですが、おおむね電気の未満率、影響率というところよりも下回っているのが一般機械器具の状況ではないかなと思います。

さっきの額というの、現状、電気よりも機械のほう为上回っている状況ではあるんですけども、この未満率、影響率というところから考えるに、電気よりも低い傾向にあります。それは、当然、この該当企業の企業努力もさることながら、業界の価格転嫁や下請への支払い水準というのが電気機械器具よりも高い水準にあると言えるのではないのでしょうか。そういうふうにと考えると、やはりその水準に電気だけを追いつけていく、当然、近づけていきたい思いもあるんですが、やはり大幅な賃金上昇というのは、使用者側だけではなくて、ひいては労働者側の働き先の減少にもつながらないかというような部分も懸念されますので、この点も見落としてはいけないところではないかと思っております。

また、3番目、103万円の壁、106万円の壁等々の壁問題です。これらは、もちろん皆さんもご承知おきのところだと思いますので、あえてここでお伝えすることではないとは思いますが、やはりこの壁というものが存在する以上、最賃だけが上がってしまうと、今度は労働時間というところで調整せざるを得なくなってしまうのではないのでしょうか。そうなった場合、やはり中小零細というのは、採用も条件面で有利な数字を出すことも難しくなりますし、また、人も集めにくく求人もしにくくなっている状況の中では、聞くところでは、働き控えというところにつながって、生産性の減少であったりとか、そういったところの懸念が拭えないのではないかなというふうに思っております。

また、本当に考えたくはないですが、やはり能力的にどうしても劣る方というものの雇い止め、解雇も発生してしまうところも、本当に何のためにこの最賃の議論をしているのか分からないということにもなりかねませんので、働く環境を守る、従業員を守るという意味合いからも、大幅な上昇というのは控えるべきではないでしょうか

最後は、弊社においてになります。

現在、議論されているプラス90円前後という水準で最賃が決定した場合なんですが、弊社は従

業員105名に対しまして、4名、高齢の方1名も含んでいるんですが、一応対象という形になります。ですが、結局のところ、賃上げをするのは比較的最低賃金に水準に近い従業員です。その方と、社員との差も少なくなって、社員間のバランスが崩れることもありますので、その点は非常に懸念するところではあります。

また、来春の賃金の見直しの際は、今年、昨年に引き続いて3年連続でベースアップと昇給、両方を考えてもおりますが、その水準が今年度以上になるというふうに予測しており、非常にそこは懸念するところではあります。

ちなみになんですが、直近決算、弊社は6月決算ですけれども、昨対比でプラス■■■■万円の人件費増となっております、これはもうリアルな数字としてとなっておりますので、この辺に近いところが来年もというふうになると、非常に危惧するところでもあります。

一昨年、昨年と作業単価の値上げ、一部製品の価格の値上げ等は、お客様にお願いし承していただいているものの、再度の価格改定というのが、ここまで最賃が上がってきますと避けられない状況にもなりますし、必要経費も値上がりしておりますので、今までの売上げ等では必要利益も確保できなくなり、資金繰りも含めて非常に厳しい状況になると予想されます。

すみません、ちょっと走り走りではありますが、こういったところも踏まえまして、今回の資料のほうは作成、提出させていただきました。

冒頭でもお伝えしましたが、賃上げ自体に全く反対ではなく、むしろどうにかして少しでも水準を上げていきたいという思い、私たち電気機械器具製造業の価値を高め、地域に雇用の受皿を残し、若者が徳島で働きたい、徳島に帰りたいと思える就労環境をつくる、そしてそれを発展させていきたいという考えは持っております。その点に関しては労働者側代表とも同じ気持ちではないかなというふうに思っております。

ただ、何度も申し上げているように、一度の急激な引上げというのは、非常に多くの懸念、リスクも伴いますので、その点を踏まえ、先ほどのプラス50円というところからスタートとさせていただきますというところになります。

すみません、長くなりましたが、以上になります。

部会長

ありがとうございました。

労側からはプラス87円、使側からは前回と変わらずプラス50円というふうなご提案をいただいたと理解しました。

これからの審議の進め方なんですけれども、例年、二者で審議を行うということが多いかと思えますけれども、審議の進め方について、このまま全体会議で進めるか、あるいは二者の公労、公使、あるいは労使での協議が、あり得るとは思いますが、いかがいたしましょう。労側は、何か進め方に関してご意見ございますか。

■■■■委員（労側）

一旦、先ほどあったとおり、公労、公使で一度お話しさせてもらってというところがいいかなとは思いますが、使用者側の皆様の考え方もあると思うので。

部会長

使用者側はいかがでしょう。

■ 委員（使側）

我々も同じような形でお願いいたします。

部会長

分かりました。

では、そういう進め方でやりましょうか。公労、公使、参加していただいて、できたら、今日中に一度、労使協議もあり得るのかなというふうにももちろん思っていますけれども、そのあたりも、そういう流れで構いませんか。その公労、公使の話の内容によるのかも分かりませんが、できたら労使で一回話していただくという機会もあったほうがいいかなと思っていますので。では、取りあえず公労で進めましょうか。使側はちょっと外していただいて。

事務局（室長）

それでは、二者協議の場所はこの会議室を使用します。そのため、協議に入らない側の控室を用意しておりますので、使側委員は1階のほうに移動して、補佐がお連れしますのでお願いします。労側委員は地下の会議室を控室として用意しておりますので、よろしくをお願いします。

（公労協議中）

（公使協議中）

部会長

それでは再開いたします。

公労、公使ということで、協議をさせていただきまして、労側からお聞きした内容は使側にお伝えはさせていただいて、使側から今出た話をお伝えします。

最初に言っていた部分を補足してということになろうかとは思いますが、最近の景気感なども踏まえると、あまり急激な賃上げということが、逆に、例えば、今、賞与が出ている人が出なくなったり、あるいは先ほどもおっしゃったように雇止めとか、そういうようなことが増えていく可能性もあると。あるいは、さらにいけば企業数が減っていくような事態になると、逆に業界的によくない事態もあり得るのではないかなのようなところでお話ございました、ご提示いただいた50円を今のところ提示されているというようなご意見でございました。

というのが、公労、公使のところのやり取りというところで、今後のことですが、今後の審議についてのご希望はございました、何か。

このあたりは、労使で一度話をしてみるというのは一つの方法かなとは思いますが、労側はいかがですか。

■ 委員（労側）

はい。

部会長

今、何か三者の場でご発言いただいておりますか。

■委員（労側）

今年は特に、地域の最低賃金が84円ということで、全国的にも、そこがすごい注目を浴びる形になっております。その中で、電気機械器具、最低賃金が地賃に今後、飲まれていく危険性というのは、数年後にはあり得るのではないかと考えています。

ちょっとその意見を言った上で、使用者側の歩み寄りというのを、ちょっと期待はしておったんですけども、今のところそれが見えそうもないなというところもありますので。ただ、特定最賃自体は全会一致、使用者側が改善の必要性ありということをお願いすることで審議の場が設けられているというのもありますので、電気機械労側の意見としては、もう少し下げてもいいのではないかと話が出ました。具体的な金額は、今度お話ししたときにさせていただくかとは思いますが。

部会長

分かりました。

そうしましたら、一度、労使でご協議いただくということをお願いしてもよろしいですか。

事務局は。

事務局（部長）

事務局はどうしましょう。いたほうがいいですか。

■委員（労側）

どちらでも大丈夫です。

部会長

どっちでも。使側もどっちでも。

■委員（使側）

大丈夫です。

部会長

では、残っていただくということで。

（労使協議中）

部会長

それでは、再開をいたします。

まず、今後の進行なんですけれども、流れとして、二者協議をしていただいて、それぞれ個別にご相談いただいた。その後、集まっていたという流れというふうには理解しております。

今後のことなんですけれども、このまま三者間の協議ということで議事録を残す形で協議を進めてよいかどうか。あるいは再び二者協議に戻りたいか。このあたりは労側はいかがですか。

■委員（労側）

どちらでも。

部会長

どちらでも。使側はいかがですか。

■委員（使側）

どちらでもいいです。

部会長

では、このまま行きましょうか。では、このまま三者協議を始めるということで進めさせていただきます。

そうしましたら、我々が退席している間の審議状況、あるいはその後、それぞれご協議いただいた内容、これをご報告いただいたらと思うんですけれども。いずれからでも結構ですけれども。労側からご報告いただけますでしょうか。

■委員（労側）

労働側としては、一般機械との差を縮めたい。地域の最賃が、今年のような引上げ額がこれからずっと続くことはないだろうと先ほど話しました。地賃が上がっていく中で、埋もれてはいけない。産業自体を衰退させないためにも、やはり一般機械との差を縮めたいという思いは変わりません。

そこで、先ほどは62円という金額を、提示をさせていただきました。ただ、非常に苦しいという使用者側のほうのご意見を聞いた上で、控室で先ほど3人で話し合ったんですけれども、その中でも、やはり今回の賃上げというのは徳島県にとって非常に重要なことではないかということも鑑みても、他県の状況も、今、金額が大分出ております、その中で、上位に大阪が59円と出ていますので、60円を主張させていただきたいと思えます。

部会長

ありがとうございました。

それでは、使側のほうからご意見ありますか。

■委員（使側）

使側の三人で話し合いをした結果としまして、長くなってもあれなんで結論から、プラス52円の1,035円。やはり、重ねてお伝えしているように、今の足元が非常に悪い状況がある中で、ここが限界かなというところです。以上です。

部会長

分かりました。ありがとうございます。

この後の進行ですけれども、今後、今日の協議に関して、何かご意見、ご希望ございますか。労側はいかがですか、進行に関して。この後、本日さらに協議を続けて、合意の余地があるかどうかを探るかどうかというところになろうかと思うんですけれども、その可能性があるかどうか、あるいは本日の内容を一旦持ち帰って予備日を使うということをご希望されるか。

■ 委員（労側）

主張に対しての公平性があると思うんですけれども、労側と使側の意見を聞いた中で、公益側としてのご意見をお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

部会長

今、公益の意見として、何か三者で協議をして、ここでこのまま仕上げるというところにまで詰めていないというのが実際のところですよ。

ですので、一つは特定最賃の特徴ということもございまして、できるだけ労使で詰めていただくと、それがもう限界だということで、こちらで何かのご見解をお示しさせていただいて、それを参考にまた協議していただくという事はあり得るのかなとは思いますが。

私の考えとしては、今日の段階では、できるだけ双方で詰まるまで詰めていただきたいところです。もしそこが難しいというところになったときに、予備日も設定されていますので、予備日を使ってさらに協議を進めて、その段階で公益の見解とかご意見をお示ししたいと考えていますが、今日の段階では、双方でもうこれ以上詰めるというのはなかなか困難というようなご意見ということですか、労側としては。

■ 委員（労側）

もう少し、僕らの中でも、また話もさせてもらいながらというところがあるので、3日間というか次回の予備日まで使うということで、使用者側のほうにもご迷惑をお掛けするんですけれども、少し時間をいただければなど。大変申し訳ないんですけれども、できればそうさせていただきたいなど。

部会長

使側、ご意見いかがですか。

■ 委員（使側）

もう少し。

■ 委員（労側）

確かにそうなんです。

■ 委員（使側）

飛び込みますか。お互いに。

部会長

もうちょっと、今日の段階で詰められるものなら話し合いを継続されたいというご希望はありますか。もう一回二者でやってみますか。

■ 委員（使側）

いや。できれば今日決めたいというのはあるのですが。

■ 委員（労側）

もちろん、それは僕らも同じです。

部会長

それであれば、もう一回二者で話し合いしていただいてもいいのかなと。できるだけ、詰められる余地があるのであれば、せっかくお集まりいただいた機会でもありますので。

■ 委員（使側）

使側のほうなんですけれども、プラス 55 円の 1,038 円、もうこれがマストです。

■ 委員（使側）

一番恐れているのが、その間を取ってと言われるのが一番怖いというところがあるので、この 1,038 円というのが本当にマストという見解です。

部会長

労側はいかがでしょう。

■ 委員（労側）

すみません、今ちょっと。

部会長

この後、お時間を取ってでもご検討されるかどうか、検討していただいたほうがいいかなとは思っています。せっかく使側からこういうようなご提案もあったと。

これは公益の意見ではないです、私の個人的な意見ということで申し上げますと、使側のほうが割と最初の提示から、機械のほうの協議とかも私は委員なので聞いていますけれども、割と率直なところから始まって、大分上げてこられたのかなという印象を個人的に持っています。これは公益の意見ではないです、公益の意見ということでちゃんと示すのであれば、ちゃんと 3 人で協議して示さないといけないんですけども、今の双方の協議の内容、あるいは機械のほうの協議の内容とかを踏まえると、そういう使側のご意向というのは伝わってくるのかなというイメージは持っております。

ということで、ちょっとご協議いただいても構いませんか。

■ 委員（労側）

はい。労側で協議していいですか。

部会長

お願いします。

(労側打合せ中)

部会長

それでは再開をいたします。

労側でご協議いただいて、いかがでしょうか、ご意見は。

■委員（労側）

結論から、55 円で結審いただきたいと思います。

部会長

そうですね。分かりました。

■委員（労側）

最後に、少し意見を言わせていただきたいんですけども、最初、地賃がああした形になったので、60 円を切ることはあり得ないというのが労側の意見でした。ただ、今回初めてだと思うんですが、こういう■さんからこうした根拠を示した資料を提出いただいて、すごく丁寧な説明もいただきまして、そうした中で、今後のこと、来年以降もぜひこういう審議の場をいただくためにも、ここはあまり意固地になるものではないというところで、今年は 55 円というところで、労側としても納得という形でさせていただきました。

部会長

ありがとうございます。

■委員（労側）

56 円はないですね。一応、その話を最後に。

■委員（使側）

ちょっと今年は酌んでいただきたく。来年、も議論しましょう。

部会長

長時間ご審議いただきましてありがとうございました。

労使合意に至ったものと判断いたしまして、確認をさせていただきます。

令和 6 年度徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定については、時間額を 55 円引上げ、1,038 円とする。適用除外については、従前と同じとする。ということでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

部会長

それでは異議はないということで認めます。

発効日なんですけれども、いかがでしょう、従前と同じでよろしければ12月21日ということになるようなんですけれども、従前どおりでよろしいですか。

(異議なし)

部会長

それでは異議がございませんので、この内容をもって、最低賃金事審議会会長宛の専門部会報告といたします。

事務局のほうで専門部会報告の案をご準備ください。

皆様は準備が整うまでしばらくお待ちください。

(部会報告案を作成、配布)

部会長

お手元に届きましたでしょうか。

それでは、事務局は専門部会報告案を代読してください。

事務局(補佐)

代読させていただきます。

案、令和6年10月17日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿

徳島地方最低賃金審議会 徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 端村亮

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日徳島地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員 稲倉典子、端村亮、段野聡子

労働者代表委員 木戸敬一朗、矢藤寿浩、横井麻衣

使用者代表委員 久米智之、鴻池義勝、五島寛治

別紙

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域、徳島県の区域
  - 2 適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
  - 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
    - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
    - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
      - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
      - ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務
  - 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間 1,038円
  - 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  - 6 効力発生の日、令和6年12月21日
- 以上となります。

部会長

この内容で、双方よろしいでしょうか。

(異議なし)

部会長

それでは、ご確認いただきました当部会の報告は全会一致で決定されたものですので、最低賃金審議会で、第6条第5項を適用いたしまして、当部会の決議をもって審議会の決議をすることができるといふ旨が第2回本審で決議をされております。

よって、直ちに専門部会報告の内容をもって局長宛の答申を行います。答申文の案についても、お配りをさせていただいているものですが、先ほどの専門部会の報告の内容と同じということですので、ご確認いただけたらと思います。

特段、問題ないですか。

(なし)

部会長

それでは、局長宛の答申を行います。本日は局長がおられませんので、労働基準部長に答申文をお渡しいたします。

(答申文を部会長から部長へ手渡す)

それでは、事務局から、答申後の手続について説明してください。

事務局（室長）

本日の答申に対する異議の申出に関する公示を本日付で行います。

異議の申出期間は、最低賃金法第15条第3項の法規定により、公示日の翌日から起算して15日経過後の11月1日までとなります。

特定最賃につきまして、これまで異議の申出がなされたことはありませんが、異議の申出があった場合には、速やかに認定調整を行い、本審を開催し、委員に対する審議を行っていただくこととなり、その後に、官報公示の手続を行い、異議申出がない場合には、例年どおり12月21日に、もし異議申出があれば、異議審議の日程にもよりますが、できるだけ早く発効できるように準備、手続を進めます。

なお、日本標準産業分類が改定され、本年4月より施行され、「百貨店」等の分類項目の新設のほか、「、」カンマが「、」テン、読点に修正されています。

電気機械の「適用対象業種の範囲」の表示にカンマが1か含まれておりますので、この部分の改正が必要になっております。カンマから読点への修正は、事務局において修正することとしており、具体的には官報に公示する際に、金額と効力発生日の修正だけでなく、適用対象業種の範囲の一部の改正を行うこととしております。この一部改正の官報公示によって局長が改正決定をすることとしておりますので、ご了承ください。

また、答申の要旨の公示においても、カンマをテンに修正し、公示することとしております。以上です。

部会長

各委員のご協力により全会一致での結審をすることができました。改めて感謝申し上げます。最後に、労働基準部長より挨拶をお願いいたします。

事務局（部長）

本来ならば局長からご挨拶申し上げるところではございますが、代わりまして私からお礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、電気機械等製造業最低賃金の改正決定につきまして、全会一致での答申をいただきましてありがとうございました。

電気機械等製造業最低賃金につきましては、今後、異議申出の手続を経まして、12月21日の発効に向けた手続を進めてまいる予定です。私ども、徳島労働局といたしましては、今後決定される電気機械等製造業の最低賃金額につきまして、中小企業、零細事業者を中心に周知に努め、履行確保にかかってまいる所存でございます。

関係同種の皆様におかれましても、本最低賃金の履行確保に向けて、それぞれのお立場で周知等の取組を行っていただきたいということを申し上げるとともに、今後とも労働行政に対しましてご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

誠に簡単ではございますが、結審に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はありがと

うございました。

部会長

それでは、以上で閉会ということにさせていただきます。  
どうもご苦労さまでした。

(閉会)